

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 市町村傳染病予防費補助規程の一部改正
- ◇告示 土地改良区より理事の氏名、住所の届出
土地改良区の設立認可
耕地整理組合の換地処分認可
昭和二十七年第三回理容師、美容師試験の実施
昭和二十七年鳥取県木炭増産改良施設補助要綱設定

規則

市町村傳染病予防費補助規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年三月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十八号

市町村傳染病予防費補助規程の一部を改正する規則
市町村傳染病予防費補助規程（昭和二十三年十二月鳥取
県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。
第三号様式を次のように改める。

第三号様式

昭和何年度 自 月 月 傳染病予防費支出明細書
至 月

款	項	目	単	価	数	量	金	額	摘	要	払	渡	人	備	考

記載注意

- (一) 款項目は保健衛生費、傳染病予防費、諸雇給、藥品費等記入のこと
- (二) 摘要欄は医師、雇上給、接觸手当、寝具、電話料、治療費等明細に記入のこと
- (三) 備考欄については何病患者何某発生時雇上又は消毒使用等使用用途を詳記のこと

四 「コレラ」「ペスト」「発しんチフス」については
 特に費目を設けて詳記のこと
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條
 第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の
 氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年三月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

大谷溜池土地改良区

- 深田 叶 西伯郡高麗村大字妻木
- 田中千代吉 "
- 谷野 誠 大字平田
- 長谷川虎三 大字保田
- 大下 鉄造 大字今津

- 松田福次郎 " 大字安原
- 田中 巖 " "
- 谷上 友悦 " "
- 谷野 宗一 " 大字富岡
- 田中 篤雄 " 大字莊田
- 田中 美雄 " 大字長田
- 入江 美雄 " "
- 松井 彦一 " 淀江町大字淀江
- 浅井 金則 " "
- 亀山彦次郎 " 所子村大字野田
- 岡田 仲樹 " 大字中高
- 上中山村退休寺土地改良区
- 樋口 清茂 東伯郡上中山村大字退休寺
- 増山 鉄藏 " "
- 永岡 幸吉 " "
- 大島 義治 " "
- 山下 傳一 " "
- 太田 睦雄 " "

鳥取県告示第七十四号

東伯郡上中山村大字退休寺樋口清茂外十四人の者から申
 請のあつた上中山村退休寺土地改良区の設立について、
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第
 一項の規定により、昭和二十八年二月十二日認可した。

昭和二十八年三月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第七十五号

気高郡明治村奥細見耕地整理組合の換地処分について、
 昭和二十八年二月二十四日認可した。

昭和二十八年三月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第七十六号

昭和二十七年第三回理容師、美容師試験を次のとおり
 実施する。

昭和二十八年三月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種 別	日 時	場 所
理容師学科試験	昭和二十八年三月二十三日自九時至十七時	米子市錦町一丁目 県立米子西高等学校
理容師実地試験	三月三十日 自九時至十七時	角盤町二丁目 米子啓成小学校
美容師実地試験	自九時至十七時	三丁目 米子標準保健所

理容師、美容師法施行細則第二十條に規定する願書は昭和二十八年三月十四日までに所轄保健所を経由して知事に提出し、試験当日は、午前八時三十分までに受験用具を携行し、試験場に出席して下さい。

鳥取県告示第七十七号

昭和二十七年鳥取県木炭増産改良施設補助要項を次のように定める。

昭和二十八年三月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十七年鳥取県木炭増産改良施設補助要項
 一 知事は、木炭の品質の改良と歩止りの向上を図るた

